

別表第1 事故等に基づく措置基準

措置要件	対象地域	期間			
		市 (注1)	県内	近畿 圏内 (注2)	近畿 圏外
(虚偽記載)					
1 市の発注する工事等（以下「市発注工事等」という。）の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札において、一般競争入札参加資格申請書、入札参加申請書等及びその他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。		6箇月	—	—	—
(過失による粗雑工事等)					
2 市発注工事等の施工等に当たり、過失により工事等を粗雑にしたとして、会計検査院の検査報告又は監査委員の監査の結果に関する報告で指摘されたとき、又は市以外の県内公共工事等（注3）の施工等に当たり、過失により工事等を粗雑にしたとして、会計検査院の検査報告で指摘されたとき。		3箇月	2箇月	—	—
(契約違反)					
3 市発注工事等の施工等に当たり、前号に掲げる場合のほか、契約に違反し工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。					
(1) 2箇月以上の履行遅滞があったとき。		3箇月	—	—	—
(2) 1箇月以上2箇月未満の履行遅滞があったとき。		2箇月	—	—	—
(3) 1箇月未満の履行遅滞があったとき。		1箇月	—	—	—
(4) 工事等の施工管理が不良で、再三指摘しても改善しないとき。					
・ 公害及び危険防止対策が不良のとき。		3箇月	—	—	—
・ 工程管理、資材管理若しくは労務管理が不良であるとき、又は監督員若しくは検査員の指示に従わないとき。		1箇月	—	—	—
(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)					
4 市発注工事等又は県内の一般工事等（注4）の施工等に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。					
(1) 死亡者を生じさせたとき。		6箇月	3箇月	—	—
(2) 負傷者を生じさせ、又は損害を与えたとき。		3箇月	2箇月	—	—
(3) 火災、水害その他重大な事故を生じさせたとき。		6箇月	3箇月	—	—

措置要件	対象地域	期間			
		市 (注1)	県内	近畿 圏内 (注2)	近畿 圏外
(安全管理措置の不適切により生じた工事等関係者事故) 5 市発注工事等及び県内の一般工事等の施工等に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事等関係者に死亡者又は重傷者を生じさせたと認められるとき。 (1) 死亡者を生じさせたとき。 (2) 重傷者(注5)を生じさせたとき。		2箇月 1箇月	1箇月 1箇月	— —	— —

別表第2 不正行為等に基づく措置基準

措置要件	対象地域	期間			
		市 (注1)	県内	近畿 圏内 (注2)	近畿 圏外
(贈賄) 1 入札参加資格者又はその使用人(以下、入札参加資格者を含めて「使用人等」という。)が市又は県内、近畿圏内若しくは近畿圏外の他の公共機関(注6)の職員等に対して行った贈賄の容疑により逮捕、書類送検又は起訴されたとき。		12箇月	9箇月	6箇月	6箇月
(独占禁止法違反行為) 2 業務に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条又は第8条第1号に違反し、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。 (1) 公正取引委員会(以下「公取委」という。)の排除措置命令又は課徴金納付命令があったとき。		12箇月	8箇月	4箇月	4箇月
(2) 公取委の刑事告発を受け、又はこれにより逮捕されたとき。		18箇月	12箇月	6箇月	6箇月
(競売入札妨害又は談合) 3 市発注工事等又は県内、近畿圏内若しくは近畿圏外の一般工事等において、使用人等が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕、書類送検又は起訴されたとき。		18箇月	12箇月	6箇月	6箇月

措置要件	対象地域	期間			
		市 (注1)	県内	近畿 圏内 (注2)	近畿 圏外
<p>(暴力団関係)</p> <p>4 入札参加資格者に関し、警察から次の通報があったとき。</p> <p>(1) 暴力団員が役員として経営に関与（実質的に関与している場合を含む。）しているとき。</p> <p>(2) 暴力団員を相当の責任の地位にある者（注7）として使用し、又は代理人として選任しているとき。</p> <p>(3) 入札参加資格者又はその役員（以下「役員等」という。）その他相当の責任の地位にある者が自己若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を与えるため、暴力団員の威力を利用したことが明らかになったとき。</p> <p>(4) 役員等その他相当の責任の地位にある者が、暴力団員に資金的援助等の経済的便宜を図ったとき。</p> <p>(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していると認められるとき。</p>					
<p>(建設業法違反行為)</p> <p>5 建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p> <p>(1) 入札参加資格者等が、建設業法違反の容疑により逮捕、書類送検又は起訴されたとき。</p> <p>(2) 入札参加資格者が、建設業法第28条及び第29条の規定により、建設業許可の取消し又は営業の停止処分を受けたとき。</p> <p>(3) 入札参加資格業者が、建設業法第28条の規定により、指示処分を受けたとき。</p>					
<p>(不正又は不誠実な行為)</p> <p>6 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し、不正又は不誠実な行為をし、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p> <p>(1) 役員等その他相当の責任の地位にある者が暴力行為を行い、逮捕、書類送検又は起訴されたとき。</p> <p>(2) その他の使用人が暴力行為を行い、逮捕、書類送検又は起訴されたとき。</p> <p>(3) 使用人等が業務に関し、脱税行為により逮捕、書類送検又は起訴されたとき。</p> <p>(4) 使用人等が業務関連法令（注8）に重大な違反（注9）をしたとき。</p>					
		12箇月以上その事実がなくなると通報があるまで	6箇月以上その事実がなくなると通報があるまで	同上	3箇月以上その事実がなくなると通報があるまで
		同上			6箇月以上その事実がなくなると通報があるまで
		9箇月	8箇月	6箇月	3箇月
		6箇月	5箇月	3箇月	3箇月
		3箇月	2箇月	1箇月	1箇月
		9箇月	8箇月	—	—
		6箇月	5箇月	—	—
		3箇月	3箇月	3箇月	3箇月
		3箇月	2箇月	—	—

措置要件	対象地域	期間			
		市 (注1)	県内	近畿 圏内 (注2)	近畿 圏外
(5) 使用人等が自動車の保管場所の確保等に関する法律(昭和37年法律第145号)違反により逮捕、書類送検又は起訴されたとき。		2箇月	2箇月	—	—
(補助金の不正受給を目的とした不正行為) 7 入札参加資格者等が、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「補助金等適正化法」という。)違反又は詐欺罪の容疑により逮捕、書類送検又は起訴されたとき。		12箇月	9箇月	—	—
(言動・態度等) 8 使用人等が社会通念上不正又は不誠実な言動や態度であり、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。		1箇月	] 事件が重大であると判断される場合は、3箇月まで延長できる		
(1) 使用人等が陳情・営業活動等において、威圧的な言動、態度を行った場合。(注10)	1箇月				
(2) 公務遂行に支障をきたす行為を行った場合。	1箇月				
(3) 入札・現場説明又は入札会場において、秩序を乱す言動、態度を行った場合。	1箇月				
(4) 提出すべき書類及び変更すべき届けを速やかに提出しなかった場合。	1箇月				
(5) 使用人等が、競争入札に際し、担当職員の指示に従わなかったとき。	1箇月				
(6) 使用人等が市発注の建設工事の低入札価格調査に関して不誠実な行為をしたとき。	3箇月	—	—	—	
(不当要求行為) 9 使用人等が川西市不当要求行為等対策要綱に定義する不当要求行為を行ったと認められるとき。(注11)		3箇月	—	—	—
(その他) 10 役員等に重大な反社会的行為があり、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき等指名停止を必要とする場合。		3箇月	3箇月	3箇月	3箇月
(1) 役員等が禁固以上の刑に当たる犯罪の容疑により逮捕、書類送検若しくは起訴され、又は禁固以上の刑若しくは刑法(明治40年法律第45号)の規定による罰金刑を宣告されたとき。	3箇月				

措置要件	対象地域		期間	
	市 (注1)	県内	近畿 圏内 (注2)	近畿 圏外
(2) 入札参加資格者が金融機関から取引停止となったとき。 (3) 受注者又はその下請業者が暴力団員等から不当な介入を受けたにもかかわらず、発注者への報告を怠り又は警察に届けなかったとき。 (4) その他指名停止の措置を必要と認めたとき。				

取引再開まで

3箇月以上

指名停止の決定日から18箇月以内